

議案説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和5年第4回定例会

1 案件名

議案第110号 佐野市国民健康保険税条例の改正について

2 概要

国民健康保険事業費納付金に応じた税率に改正し、課税限度額を地方税法施行令に定める額と同額とするため。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

(1) 課税限度額の見直し（第2条第3項、第21条第1項各号列記以外の部分）

地方税法施行令の金額に倣い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円（現行20万円）に引き上げる。

(2) 基礎課税額分に係る税率の見直し（第3条、第5条、第5条の2、第21条第1項第1号～第3号、第21条第2項第1号）

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の財政状況を考慮し、国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割額の税率を5.6%（現行6.0%）に、被保険者均等割額を被保険者1人について1万9,800円（現行2万2,200円）に、世帯別平等割額のうち特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について1万3,800円（現行1万5,600円）に、特定世帯について6,900円（現行7,800円）に、特定継続世帯について1万350円（現行1万1,700円）にそれぞれ引き下げる。

4 その他の事項

施行日 令和6年4月1日